



現在地 [HOME](#) > [暮らし](#) > [都市計画・公園・緑化推進](#) > [公園・緑化推進](#) >

## 保護樹木等のページ

[2018年3月16日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

シェア

ツイート

### 保護樹木等のページ

保護樹木等とは、本市の良好な自然環境を保全し、育成するため、特に保護する必要があると認められるものを、保護樹木・保護樹林として指定しています。

現在、萩原町の杜さんを保護樹林として5箇所、14件の樹木を保護樹木として指定しております。

また、指定された保護樹木等の保護及び育成を図るために要した経費の一部に、補助金の交付を行う制度も施行しております

#### 生駒市保護樹木等要綱

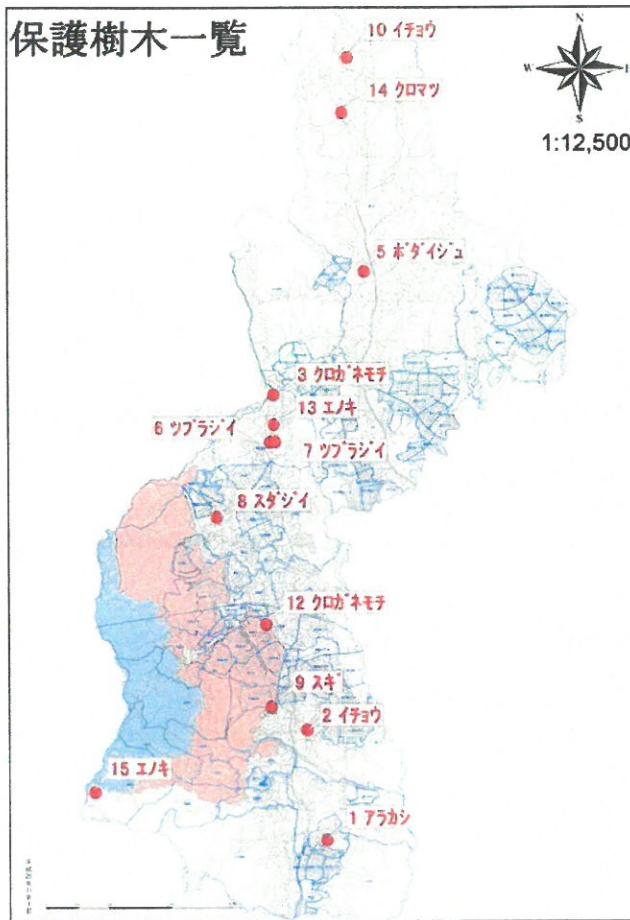
[生駒市保護樹木等指定要綱 \(ファイル名:shiteih25.pdf サイズ:60.26KB\)](#)

[生駒市保護樹木等補助金交付要綱 \(ファイル名:hojokinnkoufuyoukou.pdf サイズ:110.59KB\)](#)

#### 保護樹木一覧

	指定年月日	樹種	所在地
保護樹木 指定番号1	平成26年5月16日	アラカシ	萩の台
保護樹木 指定番号2	平成26年5月16日	イチョウ	巻分町
保護樹木 指定番号3	平成26年5月16日	クロガネモチ	南田原町
保護樹木 指定番号4	指定解除		
保護樹木 指定番号5	平成26年5月16日	ボダイジュ	高山町
保護樹木 指定番号6	平成26年5月22日	ツブラジイ	南田原町
保護樹木 指定番号7	平成26年5月22日	ツブラジイ	南田原町
保護樹木 指定番号8	平成26年6月20日	スダジイ	俵口町
保護樹木 指定番号9	平成26年6月20日	スギ	巻分町
保護樹木 指定番号10	平成26年6月20日	イチョウ	高山町
保護樹木 指定番号11	平成26年6月20日	カヤ	高山町
保護樹木 指定番号12	平成26年6月20日	クロガネモチ	山崎町
保護樹木 指定番号13	平成28年1月15日	エノキ	南田原町
保護樹木 指定番号14	平成28年3月7日	クロマツ	高山町
保護樹木 指定番号15	平成28年3月7日	エノキ	西畠町
保護樹林のページ	平成4年4月8日	保護樹林	生駒市萩原町

各指定番号をクリックして下さい。その樹木のページが見られます。

[別ウィンドウで聞く](#)

#### お問い合わせ

生駒市都市整備部みどり公園課

電話: 0743-74-1111 内線(緑化景観係: 585 公園管理係: 587)

ファックス: 0743-74-9100

電話番号のかけ間違いに  
ご注意ください!

[お問い合わせフォーム](#)

---

#### 保護樹木等のページへの別ルート

現在地 [HOME](#) > [暮らし](#) > [スポーツ・文化](#) > [文化](#) >

現在地 [HOME](#) > [観光・歴史](#) > [歴史・文化](#) >

---

#### 生駒市

Copyright (C) Ikoma City All Rights Reserved.



現在地 [HOME](#) > [暮らし](#) > [都市計画・公園・緑化推進](#) > [公園・緑化推進](#) >

## 保護樹木 指定番号1

[2018年3月15日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

シェア

ツイート

### 保護樹木 指定番号1 アラカシ



再生時間:0分



## 保護樹木写真集

### 生駒市保護樹木 指定番号1 アラカシ (ファイル名: No1pic.pdf サイズ: 1.74MB)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード\(無償\)してください。](#)

- ・ 指定番号 1
- ・ 指定年月日 平成26年5月16日
- ・ 樹種 アラカシ
- ・ 所在地 生駒市萩の台837番地
- ・ 樹高 8.0m
- ・ 幹回り(株立ち) 本数 5本  
主幹 170.0cm  
他幹 84.0cm、65.0cm、65.0cm、49cm  
合計 433.0cm
- ・ 由来 「生駒谷の七森信仰」古くから生駒谷十七郷と呼ばれてきた村々には、それぞれ固有の「モリ」があってその一画は村の中でも特別な区域であると意識されていた。普段は人が近づくこともなく、モリの木は小枝一本たりとも伐る事を固く禁じられており、枯葉一枚持ち帰っても恐ろしい祟りがあると信じられていた。  
この木は、そのような杜さんの一つ「奥野」と呼ばれている杜さんにある。  
[石垣の上に小祠がある。\(「生駒谷の七森信仰」参照\)\(別ウインドウで開く\)](#)



[別ウインドウで開く](#)

[別ウインドウで開く](#)

## お問い合わせ

生駒市都市整備部みどり公園課

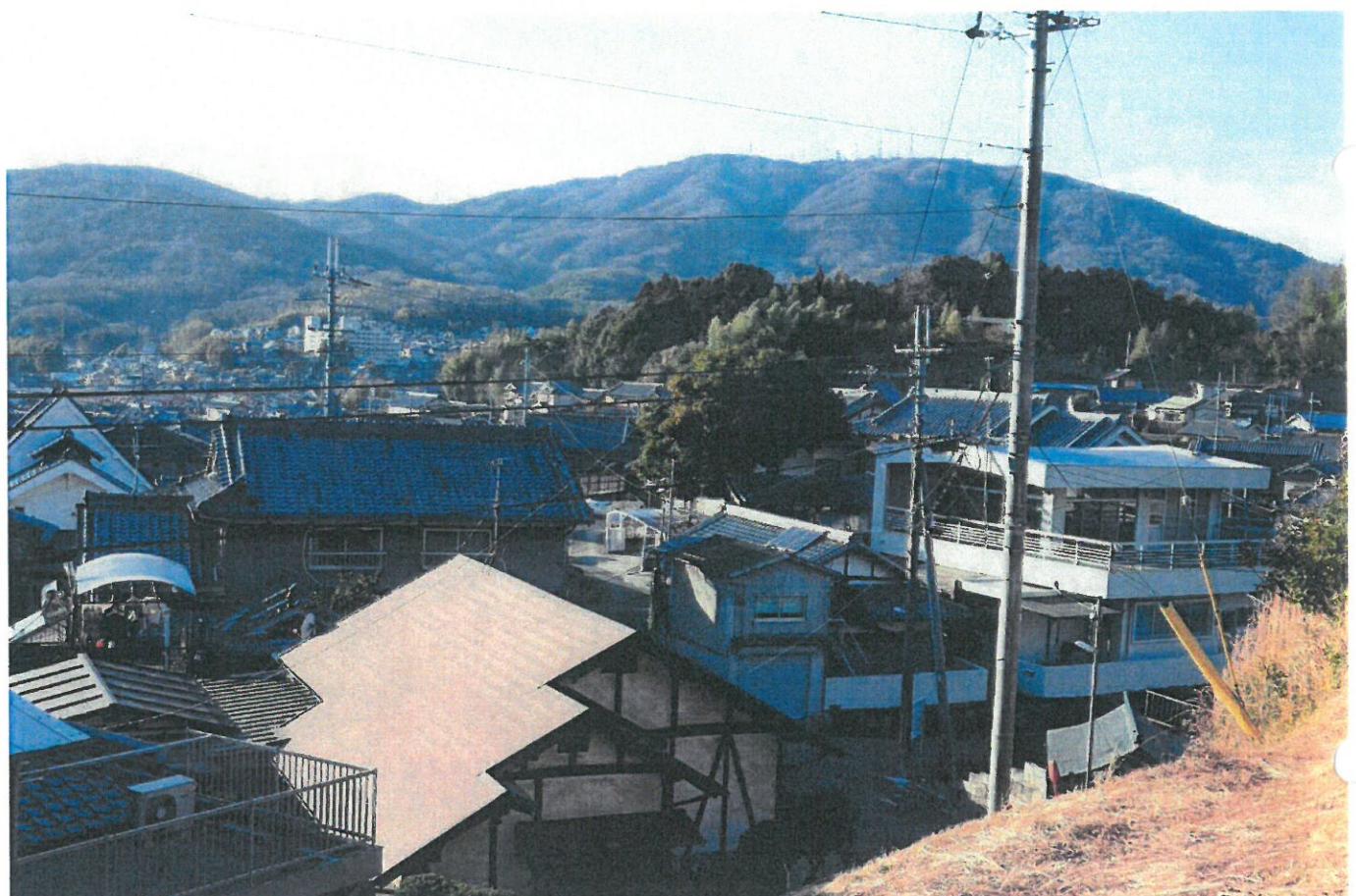
電話: 0743-74-1111 内線(緑化景観係: 585 公園管理係: 587)

ファクス: 0743-74-9100

生駒市保護樹木 指定番号1 アラカシ



保護樹木周辺の東側からの風景



保護樹木の東側からの遠景



保護樹木の東側からの中景

## 生駒市保護樹木等指定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号）の基本理念にのっとり、本市の良好な自然環境を保全し、及び育成するため、樹木の保護に関し必要な事項を定め、もって人と自然が共生できる都市の実現に寄与することを目的とする。

### (保護樹木等の指定等)

第2条 市長は、自ら保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）の指定を行おうとするときは、保護樹木等指定同意書（様式第1号）により、樹木又は樹林を所有し、又は管理する者の同意を得るものとする。

2 樹木又は樹林を所有し、又は管理する者は、保護樹木等の指定を受けようとするときは、保護樹木等指定申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、現地において実態調査等を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定により指定を決定したとき、又は前項の規定による実態調査等を行い、別表の基準に基づき指定の可否を決定したときは、保護樹木等指定通知書（様式第3-1号）又は保護樹木等不指定通知書（様式第3-2号）により、その旨を樹木又は樹林を所有し、又は管理する者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により保護樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識（様式第4号又は様式第5号）を設置しなければならない。

### (保護樹木等の管理等)

第3条 保護樹木等を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、保護樹木等が常に良好な状態を保つよう適切な管理に努めなければならない。

2 何人も、保護樹木等の愛護に努めるものとする。

(所有者等の変更の届出等)

第4条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を保護樹木等変更届（様式第6号）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 保護樹木等を移植しようとするとき。
- (2) 所有者等に異動があるとき。

(指定の解除等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保護樹木等の所有者等から保護樹木等指定解除申出書（様式第7号）の提出があったとき。
- (2) 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (3) 保護樹木等として相当でなくなったと認めるとき。
- (4) 公益上の理由その他特別の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により保護樹木等の指定を解除したときは、保護樹木等指定解除通知書（様式第8号）により所有者等に通知しなければならない。

3 市長は、第1項第1号に掲げる事由による届出があったときは、保護樹木等の保護の観点から、所有者等に対して変更の措置を要請することができる。

(助成)

第6条 市長は、保護樹木等の保護及び育成を図るため、別に定める規程により必要な助成をすることができる。

2 前項の規定によらず、他の法令等及び民間団体等による助成等を受けているもの又は受けることになったものについては、助成しないものとする。

(指導)

第7条 市長は、保護樹木等の所有者等に対し、保護樹木等の保護に関し必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

(生駒市保護樹木等指定要綱の廃止)

2 生駒市保護樹木等指定要綱（平成11年3月24日施行）は、廃止する。

(保護樹木等の指定の特例)

3 生駒市環境基本条例附則第2項による廃止前の生駒市環境保全条例第49条の規定によりなされた指定については、この要綱の規定によりなされた指定とみなす。

別表（第2条関係）

保 護 樹 木 等 の 指 定 基 準

	指 定 要 件
保 護 樹 木	<p>健全で容姿が優れているもののうち、市民に広く親しまれ、又は由緒由来がある樹木で、次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上である樹木</p> <p>(2) 高さがおおむね1.5メートル以上である樹木</p> <p>(3) 株立ちした樹木で高さがおおむね3メートル以上であるもの</p> <p>(4) その他市長が適当と認める樹木</p>
保 護 樹 林	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域内で本市の良好な自然環境の保全に寄与している樹木の集団で、次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 土地の面積がおおむね300平方メートル以上である樹木の集団</p> <p>(2) 歴史、文化等と結びつきがある樹木の集団</p> <p>(3) その他市長が適当と認める樹木の集団</p>

## 生駒市保護樹木等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市保護樹木等指定要綱（平成25年6月10日施行。

以下「指定要綱」という。）第2条第1項の規定により指定された保護樹木等の保護及び育成を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関する必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、指定要綱第2条第3項の規定による保護樹木等を所有し、又は管理する者とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保護樹木等の維持管理に要する経費のうち、別表で定めるものとする。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保護樹木 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。

(2) 保護樹林 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、保護樹木等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、同一年度において1回を限度とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護樹木等の維持管理に係る計画及び補助対象経費予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、保護樹木等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、通知を受けた日の属する年度内に維持管理作業を完了しなければならない。

（実績報告等）

第7条 補助金規則第12条第1項に規定する実績報告書は、保護樹木等維持管理実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保護樹木等の維持管理に係る補助対象経費決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し
- (3) 維持管理作業の状況がわかる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書は、交付の決定を受けた日の属する年度の3月中に提出するものとする。

（額の確定等）

第8条 補助金交付規則第13条の規定による額の確定の通知は、保護樹木等補助金額の確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者から保護樹木等補助金交付申請取下願（様式第5号）の提出があったとき
  - (2) 完了予定日の属する年度内に維持管理作業が完了しないとき
  - (3) 他の法令等及び民間団体等による助成等を受けている又は受けたことになったことが判明したとき
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、保護樹木等補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助決定者に通知するものとする。

（施行の細目）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行し、平成28年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成31年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象経費
業務委託料
処分費
燃料費
消耗品費
その他市長が適当と認める経費